

再発防止策検討実務者ワーキング・グループ
第5回 議事概要

1. 日時：令和3年1月15日（金）午後4時00分から午後5時18分まで
2. 場所：東京証券取引所会議室及びオンライン
3. 議題：
 - (1)改正ルール等の適用スケジュールについて
 - (2)システム障害時の注文の取扱い等のルール整備、売買再開に向けた手順の整備等について
 - (3)コンティンジェンシー・プランにおける売買再開基準の明確化等について
4. 議事概要：

(改正ルール等の適用について)

 - ・ 改正ルールは4月施行ということであるが、システムの再立ち上げを行った場合の再開はシステム対応とテストが完了してからでないと対応できないだろう。

(立会開始後の対応について)

※事務局から「立会開始後に障害が発生した場合の検討にあたっては、細かいケース分けをするというよりは、再開に向けた主要な実務面でのルールや手順の枠組みについて、あらかじめ整理、共有することに主眼をおく」旨を説明。

 - ・ 約定情報を正とするとだけあらかじめ定めてしまった場合、アプリ障害など約定取消しが必要になった際に再開できなくなるのではないか。
 - ・ 立会開始後のシステム障害で再立ち上げが行われた場合、障害発生時に空売り価格規制に抵触した銘柄でその時点でアップティックの注文を受注していたものは、再立ち上げにより当日朝の基準値段となるとダウンティックとなるが再発注できるか。例えば、障害発生時に15%下落していた銘柄について、顧客から障害前に1%アップティック、つまり朝の基準から14%下落している価格で売り注文を受けていた状況で再立ち上げにより朝の基準値段に戻ると1%アップティックではなく14%ダウンティックになってしまうが、発注できないのか。
 - ・ 空売り規制について懸念。顧客の委託注文は再発注が原則ということだが、最初は受け付けたのに再発注の際にリジェクトになってしまうこともあり、証券会社が顧客に対して再発注の確認など対応を行う必要があるの

か。

- 取引再開には不整合の解消が必須。約定成立通知を正としつつも約定一覧に合わせるのであれば、SGXのように証券会社と不整合について協議を行い取引所が約定の相手方となり対応することなどの対応を考えていただくのが現実的だろう。
- 約定成立通知を「送信した」とは、どこまで届いていたら送信したことになるのか。仮想サーバであれば証券会社で受信したものと取引所が保有する約定情報にずれは生じないだろう。
- 資料 P.14 の⑥のデータは、証券会社のみならずシステムベンダにも提供いただかないとリテールは再開できない証券会社も多いだろう。
- 資料 P.14 の⑤の清算データは、弊社では顧客情報と結びついた状態で保有していないため障害時に利用できるレベルのデータかを懸念している。利用可能なのか確認していただきたい。
- 資料 P.14 の⑥のデータを利用するケースについては手作業では時間がかかり再開が難しいため、自動化が必要だろう。

(システムの再立ち上げについて)

- 再立ち上げは最終手段であるべきで、原因が究明できていない早い段階で安易に決定することは懸念している。
- 再立ち上げから取引再開まで 90 分は短く、対応は大変だろうと認識している。

(再立ち上げ後の通番の取扱いについて)

- 案 2 の通番切り上げがフレキシブルで望ましい。
- 仮想サーバ以降の社内システムでは通番をほぼ利用していないため、市場接続のパッケージでどのように取り扱うかをベンダ含めて確認していただきたい。
- 再開前後で注文受付番号が重複する可能性があるかと読めるが、注文受付番号は JPX 自主規制法人からの取引照会の際の所定の提出データ様式や注文伝票の記載項目の 1 つであるため、約定通番と同様できる限り重複がないほうが望ましいと考えられる。重複を回避するために参加者側の仮想サーバで注文入力通番を調整するという手段が必要になるのか、その場合接続仕様書でガイドライン等は示していただきたい。

(コンティンジェンシー・プランの売買再開基準について)

- 売買再開基準について社数を明記していただいたのはありがたい。個人投資家は 1 社しか口座を保有していないケースも多いため助かる。
- 注文受付時間・立会時間の 15 分は最低限であり、また、この時間が確保できるなら必ず再開するということでもないと理解した。

(売買再開時のシステム・キャパシティについて)

- 再立ち上げを行った場合の仮想サーバの電文送信可能件数について、**arrowhead** 接続条件書によると時間帯によって制限があり、このあたりの制御がどうなるか、緊急時に限られた時間ですべての注文を発注できるか懸念しているが、流量制限について今後詳細を定めるということで承知した。

以上

(なお、議事概要については、東証株式部文責による。)